

令和7年度 習志野市中小企業資金融資制度の御案内【令和7年4月版】

1. 習志野市中小企業資金融資制度について

市内の中小企業者が、市内で事業を営むうえで必要な資金の融資を、低金利で受けることができます。
本制度を利用するためには、千葉県信用保証協会の信用保証を得る必要があります。
また、一定の要件を満たせば、半年ごとに市より利子補給を受けることができます。

2. 申込みできる方(基本要件)

次の①～⑤を満たす中小企業者(法人または個人)の方です。

①市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有している。

(法人の方:申込む資金の種類に関わらず、市内に本店または支店登記が必要です。)

②市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる。

※独立開業資金・創業支援資金の場合は、市内に住所を有している(法人の方:市内に所在している)方です。

※個人事業主が同一事業に係る法人を設立する(法人成り)場合、事業年数は通算されます。

③市税(市区町村税)を滞納していない。

※転入後1年未満の場合は、前住所地の市区町村税を含みます。

④千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる。

※許認可が必要な業種を営んでいる方は、許認可を受けていなければ対象となりません。

⑤連帯保証人及び担保について

千葉県信用保証協会が必要と認めるときは、代表者を連帯保証人とする。

連帯保証人以外の保証人を立て又は担保を提供していただく場合があります。

・千葉県内に居住し独立して生計を営み保証能力を有している方

・市区町村税を完納している方

・現に本資金の貸付けを受けていない方

【中小企業者とは】

資本金または従業員数のどちらか一方が次に該当する法人及び個人です(中小企業信用保険法)。

ただし、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合は除きます。

業 種	資本金(出資金)	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業 (飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下
医療を主たる事業とする法人 (医療法人、社会福祉法人、一般財団法人等)	—	300人以下 (個人は100人以下)
特定非営利活動法人 (NPO法人)	—	製造業等:300人以下 卸売業/サービス業:100人以下 小売業:50人以下

3. 申請から融資決定までの流れ 日数の目安:習志野商工会議所受理後2～4週間程度

①利用希望者は、申請書などの必要書類を取扱金融機関に提出してください。

②金融機関の確認・審査後、習志野商工会議所が申請受付・内容確認及び千葉県信用保証協会が審査します。

③千葉県信用保証協会の決定(保証可否)を受けて、市が申請内容を審査し、融資の可否を決定します。

④市からの融資決定を受け、金融機関が融資を実行します。

(注意事項)

①制度融資の申し込み窓口は、習志野商工会議所です。(申請書類は窓口へ持参してください)

不足・不備がある場合は申請を受け付けできませんので、必ずご確認ください。

②日数は通常時の目安です。融資の可否は、市が信用保証決定通知を受けてから3～5日程度で決定します。

③申請金額が1,250万円を超える場合は、中小企業資金融資運営委員会による審査が必要となるため、通常の場合に比べ、審査期間が長くなります。余裕をもってお申込みください。

また、本制度を初めて利用する際などは、通常の場合に比べ、審査期間が長くなることがあります。

4. 申込みに必要な書類について

【共通して必要な書類】

1	習志野市中小企業資金借入申請書	原本
2	資金使途内訳書兼事業実態申告書 (資金使途内訳書)	原本
3	市税納付状況調査同意書	原本 ※連帯保証人を付す場合は、保証人の氏名・住所を記入すること 写し可
4	完納証明書または非課税証明書 (連帯保証人が市外在住の場合)	自治体が発行する、連帯保証人の滞納がないことを証明できるもの 非課税の方は非課税証明書を提出してください。 申請受付日より3か月以内に発行されたもの
5	誓約書	原本 ※連帯保証人を付す場合のみ
6	住民票(個人)	写し可 申請受付日より3か月以内に発行されたもの
7	履歴事項全部証明書(法人)	写し可 申請受付日より3か月以内に法務局にて発行されたもの
8	印鑑証明書 (申請者及び連帯保証人)	写し可 本市及び保証協会へ初めて申請する場合、変更がある場合 申請受付日より3か月以内に発行されたもの (本市へ初めての申請であるが、保証協会に提出済みで、 連帯保証人を付さない場合は、保証人の印鑑証明書は不要)
9	決算書・確定申告書の写し (直近2年度分)	【残高試算表が必要な場合】 法人:決算後6か月経過 個人:7月以降申請 【開業後2期末満(未開業の場合含む)の場合】 可能な範囲で提出してください。
10	許認可証	許認可業種である場合
11	宣誓書	飲食業、建設業で軽微な工事業者の場合等(協会様式)
12	受注明細書	建設業等の受注業種である場合(協会様式)
13	信用保証協会提出書類一式	信用保証委託申込書、信用保証依頼書等
14	貸付金融機関が定める書類	

※その他追加書類が必要となる場合があります。 保証協会に追加提出を求められた場合は、市にも写しを提出してください。

【資金の種類により必要な書類】

1	全ての設備資金	【申 請 時】見積書、設備の形状がわかる資料、工事前の写真等 写真は、撮影日時、撮影者の記載をお願いします。 【融資実行後】設備等設置完了届(設置後7日以内に提出) 検査済証の写し、車検証の写し(車両の場合)、設置後の写真
2	経営安定化資金	【申 請 時】セーフティネット保証認定書第1号～第8号(写し可) 危機関連保証認定書(写し可) いずれか該当するもの
3	独立開業資金	【申 請 時】創業計画書、経歴書、勤続証明書(元の勤務先より取得) 【融資実行後】事業開始届(履歴事項全部証明書がある場合は不要)
4	創業支援資金	【申 請 時】創業計画書(千葉県信用保証協会所定様式) 自己資金の額及び借入金の額が確認できる書類 ※市内転入後1年を経過していない場合は、前住所地の市区町村税について 滞納が無いことを証する書類(完納証明書など)が必要です。 【融資実行後】事業開始届(履歴事項全部証明書がある場合は不要)

【申込み・問合せ】

習志野商工会議所
〒275-0016 習志野市津田沼 4-11-14
☎ 047-452-6700

習志野市は、本制度の申請受付業務を
習志野商工会議所へ委託しています。

【信用保証制度に関する問合せ】

千葉県信用保証協会
〒260-8501 千葉市中央区中央 4-17-8 ☎ 043-221-8111

【融資制度に関する問合せ】

習志野市 産業振興課
〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1 4階 ☎ 047-451-7755

利子補給について

本制度融資利用者を対象に、返済期間中の利子の一部を補給しています。(年2回)
毎年1月から6月の支払利子分は8月に、7月から12月分は翌年2月に申請を受け付けます。
対象の方には、申請書を送付します。

利子補給の要件

- ①市内に住所を有し、店舗、工場、営業所等があり、かつ市内で継続して同一の事業を営んでいること。
- ②借入金の返済を延滞していないこと。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④当初の貸付期間内であること。

資金名		資金内容・要件	限度額 (万円以内)	融資期間	返済方法	融資利率	利子補給率 (上限)	信用保証料率	取扱金融機関
運 転 資 金		原材料、商品の仕入及び手形、買掛金の決済等に必要な資金	2,000	5 年以内 (据置 6 か月以内)	元金均等の分割返済(最終支払日を除く)に限られます	1 年 以 内 1.7% 1 年超 3 年以内 2.0% 3 年超 5 年以内 2.1% 5 年超 7 年以内 2.2% 7 年超 10 年以内 2.4%	2.0%	責任共有制度 <u>対象外</u> 0.50% ～2.20% 責任共有制度 <u>対 象</u> 0.45% ～1.90% 融資期間と 返済回数により 異なります	◇千葉銀行 津田沼支店 津田沼駅前支店 幕張本郷支店 実籾支店 八千代支店 薬円台支店 ◇千葉興業銀行 習志野支店 津田沼支店 幕張本郷支店 八千代支店 勝田台支店 ◇京葉銀行 実籾支店 大久保支店 新習志野支店 津田沼支店 藤崎支店 ※大久保支店は実籾支店、 藤崎支店は津田沼支店内で 営業しております ◇千葉信用金庫 津田沼支店 三山支店 ◇東京東信用金庫 津田沼支店 ◇三井住友銀行 津田沼駅前支店 習志野支店 ◇りそな銀行 津田沼支店
設 備 資 金		機械器具の購入、店舗・工場等の新改築に必要な資金 1.見積りの段階で申請してください。 申請が契約締結後あるいは工事着工後では、融資を受けられません。 2.融資限度額は所要資金の 90%以内となります。 3.導入する設備等は市内に設置するものに限りです。 (車両の場合は市内で保管) 4.ワゴン等の自家用車両であっても、事業用であることが外観上明らかである場合は利用できます。 (企業名が印刷されたマグネットシートの貼付などの場合は対象となりません)	3,500	10 年以内 (据置 1 年以内)			2.5%		
小口零細企業 資 金	運転資金	従業員が 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下)の小規模事業者を対象とした資金	1,250	5 年以内 (据置 6 か月以内)			2.0%		
	設備資金	1.既存の信用保証協会の保証付き融資残高の合計となります。 ※NPO 法人(医療を主たる事業とする小規模 NPO 法人を除く)は利用できません。		10 年以内 (据置 1 年以内)			2.5%		
経 営 安 定 化 資 金	運転資金	取引先の倒産や災害等の影響を受け、または経済的環境の変化により経営が著しく困難となっている場合に必要とする資金 対象:次の(a)・(b)のいずれかに該当する者 (a)中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までに該当する「特定中小企業者」であると市長が認めた者(セーフティネット保証対象者) (b)中小企業信用保険法第 2 条第 6 項に規定する「特例中小企業者」であると市長が認めた者(危機関連保証対象者)	1,000 (別枠)	5 年以内 (据置 1 年以内)			3.0%		
	設備資金			10 年以内 (据置 1 年以内)					
独立開業資金	運転資金	勤務経験を活かして市内で独立開業するための資金 1.創業支援資金との併用、追加融資は認められません。 2.本資金を利用するには、次の要件を満たす必要があります。 (a)貸付を受けようとする方(法人にあつては代表者)が同一事業者または同一業種の事業者継続して、3 年以上雇用され、勤務した方であつて、事業開始後 1 年未満(事業開始前を含む)である方 (b)法人の場合、市内で登記が完了されている方 (c)開業するための関係法令等に基づく許認可を受けている方	700	5 年以内 (据置 6 か月以内)			2.0%		
	設備資金		800	10 年以内 (据置 1 年以内)			2.5%		
創業支援資金	運転資金	新たな事業の開始や、開業後間もない方の事業継続のために要する資金 1.独立開業資金との併用、追加融資は認められません。 2.本資金を利用できるのは市内に住所を有し、市税(前住所地の市区町村税)を滞納していない、次のいずれかの方です。 (a)事業をしておらず、新たに 1 か月以内に市内で事業を開始する個人 (b)事業をしておらず、新たに 2 か月以内に会社を設立し、市内で事業を開始する個人 (c)新たに会社を設立し、市内で事業を開始する会社 (d)事業開始後 5 年未満の個人または会社	1,000	5 年以内 (据置 6 か月以内)			2.0%		
	設備資金			7 年以内 (据置 1 年以内)			2.5%		

このほかに、事業転換資金、小売商業設備近代化資金、公害防除資金があります。詳細は市産業振興課までお問い合わせください。

資金併用限度額は 5,000 万円以内です。(経営安定化資金を除く。申請時点での貸付残高を含む。)借換え資金や投資目的等の資金は対象となりません。

融資利率が利子補給率の上限と同等または下回る場合の利子補給率は、「融資利率－0.1%」となります。(例)運転資金 貸付期間 3 年 融資利率 2.0%の場合、利子補給率 1.9%になります。